

国立大学法人福井大学における研究費等の使用に関する行動規範

平成 26 年 9 月 24 日制定

国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）は、社会から付託された大学の使命と役割に応え、国民からの更なる信頼を確保するため、公的研究費及びその他本学の資金（以下「研究費等」という。）の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の職員は、各々自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

1. 職員は、本学の管理する研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的に運営・管理すること。
2. 職員は、研究費等の運営・管理に当たり、当該研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規則等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 職員は、研究費等の取扱いに関する研修等に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
4. 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること。
5. 職員は、研究費等の運営・管理に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。
6. 職員は、本学が定める規則等、その他関係する法令等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。